

海区漁業調整委員会委員候補者推薦書
(漁業者又は漁業従事者委員用)

山口県知事 様

山口県における海区漁業調整委員会の委員の選任等に関する要綱第4条の規定により、
下表のとおり瀬戸内海海区漁業調整委員会委員の候補者として推薦します。

(推薦者/推薦をする者) 住所 山口県〇〇市〇〇〇〇〇〇番△号
氏名 長州 一郎 (印)

1 被推薦者 (推薦を受ける者)

ふりがな	やまぐち たろう		性別	写真 (縦4cm×横3cm) ※写真裏面に氏名 を記載の上、貼 り付けのこと
氏名	山口 太郎		男・女	
住所	〒 (753—8501) 山口市滝町1番1号		年齢	
	生年月日		〇歳	
職業	漁業 (養殖業)	電話番号	000-000-0000 (自宅)	
経歴	期間	事項 (学歴・職歴・職名・役職名等)		
	昭和〇年〇月	〇〇学校卒業		
	昭和〇年〇月	株式会社△△勤務		
	昭和〇年〇月	株式会社△△退職		
	昭和〇年〇月	〇〇漁業へ従事		
	昭和〇年〇月	〇〇漁業協同組合理事		
	昭和〇年〇月	〇〇漁業協同組合代表理事組合長		
	平成〇年〇月～現在	□□漁業協同組合理事		

漁業経営の 状況 (漁業従事の状況)	漁業従事年数	○年	主な使用漁船	YG3 - 45678
	主な漁業種類	一本釣	漁業者又は漁業従事者 注1	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 ・ 非該当

山口県知事 様

私は、下記の事項について同意します。

- 瀬戸内海区漁業調整委員会の漁業者・漁業従事者委員候補者として推薦を受けること。
- 記載事項について、必要に応じて県が関係機関に照会し、調査すること。
- 記載事項のうち項目が網掛けとなっている事項について、漁業法第139条第2項の規定に基づき、インターネットの利用により公表されること。
- 提出した書類は返却されないこと。

(被推薦者/推薦を受ける者) 氏名 山口 太郎

(要押印)

2 推薦者 (推薦をする者)

ふりがな	ちょうしゅう いちろう			性別		
氏名	長州 一郎			<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女		
住所	〒 (○○○—○○○○) 山口県○○市○○○○○番△号					
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ・ 平成	○年	○月	○日	年齢	○歳
職業	漁業 (養殖業)	電話番号	000-000-0000 (自宅)			
推薦理由 (400字以内)	<p>※ 1 被推薦者 (推薦を受ける者) の「漁業に関する識見」、「職務内容の理解や意欲」、「漁業者・地域からの信頼や指導力」に関する記述を盛り込んでください。</p> <p>記載例) 昭和○年より○○漁業に従事し、○○協議会会長や○○漁協の代表理事組合長を務め、平成○年からは□□漁協理事を務めるなど、地域漁業者の中心的な存在として長年活躍している。</p> <p>特に○○漁業や□□漁業の操業実態や各種漁業の漁場利用調整に関して豊富な知識と経験を有し、(具体的なエピソードなど) という実績もある。誠実な人柄でもあり、地元漁業者からの信頼は厚く、漁業者への指導力もある。本人も海区漁業調整委員会委員の職責を十分理解し、今後の地域漁業の発展に向けて委員としての活動に高い意欲をもっていることから、適任である。</p> <p>※ 上記はあくまで記載例です。</p>					

山口県知事 様

私は、前記1の者を瀬戸内海区漁業調整委員会の漁業者・漁業従事者委員候補者として推薦します。

また、下記の事項について同意します。

- 1 記載事項について、必要に応じて県が関係機関に照会し、調査すること。
- 2 記載事項のうち項目が網掛けとなっている事項について、漁業法第139条第2項の規定に基づき、インターネットの利用により公表されること。
- 3 提出した書類は返却されないこと。

(推薦者/推薦をする者) 氏名 長州 一郎



(要押印)

注意事項

- 1 「漁業者」とは漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは漁業者のために漁業に従事する者をいいます。

なお、海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合の役員であって、その委員又は役員に就任後、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に該当しなくなった場合も、「漁業者」又は「漁業従事者」に該当します。

添付書類

- 1 被推薦者(推薦を受ける者)の氏名、住所、生年月日が確認できる本人確認書類の写し(運転免許証、保険証など)